

## 『12/2 付平成 23 年度改正』と『平成 24 年度税制改正大綱』

( 税理士法人ゴーイング 税理士 守屋貴史 )

12 月 2 日に公布された『復興税制を含む平成 23 年度税制改正』と 12 月 10 日に公表された『平成 24 年度の税制改正大綱』について、その一部をご紹介します。

## 1. 平成 23 年度税制改正 (12/2 公布)

## (1) 法人税率の改正

普通法人：25.5% (現行 30%)

中小法人の軽減税率：19% (現行 22%)

但し特例として平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月までの軽減税率は 15% (現行 18%) (平成 24 年 4 月以降開始事業年度から適用されます。)

## (2) 復興税制

法人税

平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月まで、通常の法人税額に対して、10%が上乘せされます。

所得税

平成 25 年 1 月から平成 49 年 12 月まで、通常の所得税額に対して 2.1%が上乘せされます。

## (3) 繰越欠損金

欠損金の繰越期間が 9 年 (現行 7 年) まで延長されます。なお、大法人 (資本金 1 億円超) については、その控除額が 80% までと限度額が設けられました。

## (4) その他

減価償却制度、貸倒引当金、寄附金の損金不算入制度の見直しがあります。

## 2. 平成 24 年税制改正大綱 (12/10 案)

## (1) 法人課税

「試験研究費の増加などに関する税額控除制度」、「30 万円未満の少額減価償却資産の特例」などが延長されました。環境関連投資促進税制に太陽光パネルなどの即時償却制度が創設されます。

## (2) 個人課税

給与収入が 1,500 万円を超える場合には、給与所得控除額が上限設定され、平成 25 年より 245 万円でカットされます。サラリーマンなどの給与所得者については、図書費、衣服費及び交際費が「特定支出」の範囲に追加され、この合計額が給与所得控除額の 50% を超える場合には、その超える金額 (上限 65 万円) を上乘せして、サラリーマンの経費として差し引くことができます。(平成 25 年より)

退職所得課税の見直しとして、勤続年数が 5 年以内の法人役員等の退職所得については 2 分の 1 課税が廃止されます。(平成 25 年分より適用)

## (3) 相続・贈与

相続税については、基礎控除額などの改正は今回見送られました。

贈与税については、住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置が拡充・延長されます。

国外財産が時価で 5,000 万円を超える場合には、「国外財産調書」を税務署に提出する事になりそうです。

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F  
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasell.co.jp